

お申し込みの前に必ずお読みください。

# 株式会社エアートーヨー 国内募集型企画旅行 取引条件説明書面

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部です。契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、株式会社エアートーヨー（以下「当社」といいます）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。また契約内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか下記条件・出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

## 1. 旅行のお申し込み方法

(1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

宿泊付旅行		日帰り旅行	
旅行代金	申込金 (おひとり)	旅行代金	申込金 (おひとり)
30,000円未満	6,000円	10,000円未満	3,000円
30,000円以上 60,000円未満	12,000円	10,000円以上 30,000円未満	6,000円
60,000円以上 90,000円未満	18,000円	30,000円以上	9,000円
90,000円以上	旅行代金の20%		

(2) 当社及び旅行パンフレットの受託販売欄に記載された当社の受託旅行業者の営業所（以下「当社ら」といいます）は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社らが予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は、当社らの営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。

(3) 連絡契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第2項(2)、第2項(1)及び第17項(2)によります。

①当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、電子メール等の他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結する場合があります。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の都合等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、お客様は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。

③通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払戻すべき額を通知した日となります。

④与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## 2. 契約の成立時期

(1) お客様との契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

①店頭（及び当社らの外務員による訪問販売）の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、当社らが第1項(1)の申込金を受理した時。

②電話等による契約の予約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社らがお客様から第1項(1)の申込金を受理した時。

(2) 通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知を発した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をファクシミリ、電子メール等で行う場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

(3) ウェイティング扱いの場合お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、お客様の承諾を得て、期限を限ってウェイティング扱いのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも、申込金相当額を預り金として申し受けます。但し、「当社が予約可能となった旨を通知するに際してお客様よりウェイティング扱いの登録解除のお申し出があった場合」又は「期限までに予約可能とならなかった場合」は、当該預り金を全額払い戻します。

(4) ウェイティング扱いの場合の契約は、当社がお客様へ予約可能となった旨の通知を行い契約締結のご承諾をいただいた後、当該預り金を申込金にして成立するものとします。

## 3. お申込み条件

(1) お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

(2) 最少催行人員は、旅行パンフレットに記載します。

(3) 特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(4) 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社らは、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。

(5) お客様が暴力團、暴力団員、暴力団關係者、その他反社会的勢力であると判断したときは、ご参加をお断りする場合があります。

当社に対して暴力的な要求行為及び不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動もしくは暴力行為、風説を流布し偽証、威力を用いて信用の毀損もしくは業務の妨害行為、又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合があります。

(6) その他当社らの業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

## 4. 契約責任者によるお申込み

(1) 当社らは、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

(3) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5. 確定書面の交付

(1) 当社らは、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定情報を記載した確定書面を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配情況についてご説明します。

(2) コースにより確定書面を交付しない場合があります。この場合は、旅行パンフレットに記載します。

## 6. 旅行代金の適用及びお支払い期限

(1) 特に注釈のない限り、満20歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方はこども代金となります。ただし、満3歳以上6歳未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事・寝具等必要とする場合は、こども代金を適用します。

(2) 旅行代金におとな・こどもの区分表示がない場合は、満6歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。航空機利用の場合本項(1)の幼児も当該旅行代金を適用します。

(3) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数でご確認ください。

(4) 追加代金とは、利用便の選択、利用便の等級の選択、宿泊施設指定の選択、1人部屋追加代金、延泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金をいいます。1人部屋追加代金は大人、こども一律、1名様の代金です。

(5) 旅行代金は、第1項(1)の「申込金」、第14項の「取消料」、第13項(1)の「違約料」及び第22項の「変更償償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告（ポスター、パンフレット、ホームページ等）における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

(6) 旅行代金（申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

## 7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り普通席）、宿泊費、食事代、消費税等の諸税、サービス料金及び特に明示したその他の費用等。

(2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。

(3) 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくて払戻しはいたしません。

## 8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）。

(2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。

(3) ご希望者のみご参加されるオプショナルツアーの代金。

## 9. 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 10. 旅行代金の額の変更

(1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することができます。

(2) 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知します。

(3) 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第9項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用（当該変更により提供を受けなければならない旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む）に増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することができます。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにも係わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。

(5) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

## 11. お客様の交替

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお客様1名様あたり2,160円（消費税込み）をお支払いいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかる費用を請求する場合があります。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。なお、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることができます。

## 12. お客様による契約の解除（旅行開始前）

(1) お客様は、いつでも第14項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出の受付は、お申込みされた当社らの営業時間内とします（営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。

(2) お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。

②第10項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、第5項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき。

## 13. 当社による契約の解除（旅行開始前）

(1) お客様が第6項(6)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することができます。

①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。

②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認め



- (2) 当社及び旅行パンフレットの受託販売欄に記載された当社の受託旅行業者（以下「販売店」といいます）は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただまいか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については旅行パンフレット記載の行程表及び別途契約書面に記載した日までお送りする確定書面に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それらの運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内のため、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内・催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ会社名称及び各企業の個人情報取扱管理者の氏名については、「当社ホームページ」<https://www6.big.or.jp/~toyo/>をご覧ください。
- (4) 当社は旅行先での、お客様の手荷物の運送、お土産店でのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを運送業者やお土産店等に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び乗車・搭乗日と利用便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって運送業者やお土産店等に提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。
- (5) 当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (6) 当社が本項(5)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (7) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

## 28. 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徵収を理由に、旅行契約を解除される場合は、規程の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

## 29. その他

- (1) お客様のご都合による利用便の変更、行程変更是できません。
- (2) 交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず利用便にお乗り遅れの場合は、別途、乗車券類のご購入が必要となり、乗車券類の払戻しもできません。
- (3) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第15項(2)の規定により、当該旅行サービスに対する取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。
- (4) お客様の便益をはかるため、お土産店にご案内することができますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取り等を必ず行ってください。
- (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (6) 旅行の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は契約の範囲に含まれません。
- (7) 旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第20項(1)及び第22項(1)の責任を負いません。
- (8) 当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）をご希望の方はお申込み窓口の係員・外務員ご請求ください。なお、当社旅行業約款は、「当社ホームページ」<https://www6.big.or.jp/~toyo/>からもご覧になれます。

## <個人情報等に関するお問い合わせ・苦情のお申し出先>

- (1) 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記の窓口までお申し出ください  
株式会社エアートーヨー<sup>1</sup>  
電話 : 03-5401-1113  
<sup>2</sup>\*個人情報取扱管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問い合わせください。  
(2) お客様は、当社との個人情報に関する苦情及び当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。  
社団法人全国旅行業協会 消費者相談室  
電話 : 03-3592-1266

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第 1663号

**株式会社エアートーヨー**

東京都港区芝大門1丁目3番9号

（一社）全国旅行業協会正会員

2015-3